

○問い合わせ先一覧

相談内容	担当部署	電話番号等
羽田空港に関する航空機騒音・飛行経路等	羽田コールセンター	0570-001-596 (ナビダイヤルに接続できない方は、050-3655-5960)
航空機による騒音	① 環境・地域振興室 ② 各空港事務所、空港運営会社等、地方管理空港及びヘリポート等設置管理者	① 03-5275-9322 ② ※1ご参照
航空法第49条による高さ制限(制限表面)	各空港事務所、空港運営会社等、地方管理空港及びヘリポート等設置管理者	※2ご参照
無人航空機又は UAV ※3ご参照	無人航空機ヘルプデスク	03-5539-0352
機内持ち込み品(輸送禁止物件) ※4ご参照	国土交通省航空局	03-5253-8111
航空法の各種申請	※5ご参照	※5ご参照
上記以外の問合せ	総務課	03-5275-9292

※1 航空機による騒音に関する問合せ先

①各空港事務所 <https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/summary/03.html>
(②及び③に記載する空港、ヘリポート等を除く。)

②次の空港については、各空港運営会社等にお問い合わせ願います。

- ・新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港
：北海道エアポート(株)各空港事業所

https://www.hokkaido-airports.co.jp/environment/kyousei_kankyo.php

・仙台空港：仙台国際空港(株) <https://www.sendai-airport.co.jp/contact/>

・成田国際空港：成田国際空港(株) https://www.naa.jp/jp/csr/kankyo_jyohokokai.html

③地方管理空港、その他の空港(共用空港を除く)、ヘリポート等については、各空港管理者、設置管理者にお問い合わせ願います。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html

※2 制限表面について

- ・各空港の制限表面については以下をご参照願います。

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html>

※3 無人航空機について

- ・無人航空機の飛行ルール、機体登録制度等

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html#a

- ・申請書提出先一覧 <https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf>

※4 輸送禁止物件について

(国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr2_000007.html

※5 航空法の各種申請について

- ・申請先等は以下でご確認ください。

(国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/onestop/054/054_.html